

# 西条市農業委員会 令和元年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和2年3月5日(木) 午後2時00分から午後2時35分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%  
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	17番 青野 武
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	19番 玉井 一男
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	9番	長谷川孝師			

## ○欠席者氏名

6番	白石利恵子	18番	佐伯 賢造	20番	佐伯 祐介
----	-------	-----	-------	-----	-------

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	20番	高橋 正
	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	21番	高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	18番	武田 喜義	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	真鍋 幸正		

## ○欠席者氏名

16番	瀬良 隆彦	22番	佐伯 美一	23番	永井 正幸	24番	石川 清幸
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 非農地通知について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日野徳久	東予分室長	松木淳
事務局次長	今宮雅子		
事務局副主査	渡邊龍也	事務局副主査	越智史郎

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和元年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和元年度 第12回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

戸田 博明 委員、真鍋 美鈴 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届が、農業委員の6番 白石利恵子 委員、18番 佐伯賢造 委員、20番 佐伯祐介 委員から、また、推進委員から、16番 瀬良隆彦 委員、22番 佐伯美一 委員、23番 永井正幸 委員、24番 石川清幸 委員、以上7名から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

163号は、〇〇の 〇〇 氏が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

164号は、〇〇の 〇〇 株式会社が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

165号は、〇〇の 〇〇 氏が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

166号は、〇〇の 〇〇 氏が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

167号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

168号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

169号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

170号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇

- 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 171号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 172号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。
- 173号は、○○の ○○ 氏が、小作地解放のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 174号は、○○の ○○ 氏が、小作地解放のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 175号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 176号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 177号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 178号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏 から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 179号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
- 180号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、18件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

以上18件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

それでは、163号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

地区委員

163号、164号、165号、166号 問題ありません。

167号、168号、169号 問題ありません。

170号 問題ありません。

171号、172号、問題ありません。

173号、174号、問題ありません。

175号 問題ありません。

176号 問題ありません。

177号 問題ありません。

178号 問題ありません。

179号 問題ありません。

180号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上18件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第3条関係

議 長 次に、8ページ、議案第2号、農地法第3条第1項目的に係る買受適格証明願いについて を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

〇〇農業協同組合が差押えを行った、〇〇の農地〇筆について、松山地方裁判所の競売が行われることとなり、入札希望者〇名から、入札の資格を証する農地の買受適格証明願いが提出されました。

10号は、〇〇の 〇〇 株式会社が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他に、ご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件を、原案どおり承認することとし、交付することといたします。

## 非農地通知関係

議 長 次に、10ページ、議案第3号、非農地通知について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
11ページをお願いいたします。

1号は、〇〇甲〇〇番地の畑について、渡邊敏昭職務代理者と玉井明委員及び事務局2名が現地の状況を確認しました。当地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。今後、農地としての利用は困難であり、非農地通知を発出しようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、1件を、原案通り承認することとし、通知書を発出いたします。

## 農地法第4条関係

議 長 次に、12ページ、議案第4号 農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
13ページをお願いいたします。  
24号は、〇〇の 〇〇 氏が自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので以上1件を、原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議 長 次に、14ページ、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

160号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から、使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

161号は、譲渡人の都合による売買契約の解約のため、取り下げ願が出ております。

162号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、所有権移転を受け、敷地拡張をしようとする申請でございます。

163号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

164号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

165号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

166号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

167号及び168号は、申請代理人と連絡が取れず、書類不備への対応ができておりません。書類整備ができ次第、4月以降の総

会にお諮りいたしますので、ご了承ください。

169号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏外〇名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく造成されており、譲渡人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後は、このような違反行為のないよう農地法を遵守したい」との始末書が提出されております。

170号は、〇〇の 〇〇 氏外〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

171号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

172号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく駐車場として利用されており、譲受人からは、農地法違反を反省するとともに、「今後このようなことのないよう農地法を遵守し、十分な注意をいたしたい」との始末書が提出されております。

173号は、西条市が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、認定こども園の園庭及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

174号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく造成されており、譲渡人からは、農地法違反を反省するとともに、「今後は法令を遵守したい」との始末書が提出されております。

175号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上13件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

以上、161号、167号168号の取下げ分を除く13件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

160号から順次お願ひいたします。

地区委員

160号 問題ありません。

162号、163号 問題ありません。

164号、問題ありません。



165号 問題ありません。  
166号 問題ありません。  
169号 問題ありません。  
170号、171号 問題ありません。  
172号 問題ありません  
173号 問題ありません。  
174号 問題ありません。  
175号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、13件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、19ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

当案件について、〇〇委員は当事者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

( 〇〇 委員 退場)

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

4号は、西条市が、県営農地整備事業の事業区域内の申請地を、既存農業用倉庫の移転新築用地とするため農用地区域から除外しようとする申請でございます。

土地改良事業区域内の農地を転用する際には、まず当該区域内に非農用地区域を設定して、農業振興地域の整備に関する法律の手続きをし、その後農地法の手続きに入ることになっております。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上のような内容であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

〇〇委員、お入りください

(〇〇委員、入場・着席)

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、22ページ、議案第7号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
24ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書25ページから、66ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、202件、面積は、77万3,154.94㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、12件、面積は、32,555.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
以上のような内容ですが、ご審議よろしくをお願いいたします。委

員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、議案書67ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和2年1月11日から、令和2年2月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を82件受理いたしております。  
また、農地バンクへの登録が2件となっております。

ご了承をお願いいたします。

議 長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ないようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

その他として、最後に私の方から1件、協議させていただきます

「中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会」が、今年6月11日、12日の2日間、愛媛県で開催されます。  
つきましては、現在までの状況につきまして、事務局から報告します。その後、審議をいたしますのでよろしく申し上げます。

事務局 それでは、「中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会」について、ご説明いたします。

毎年、中国四国の9県を持ち回りで開催しております研修会が、

来年度（令和2年度）は愛媛県が当番県となります。参加者は約200人の規模でございます。

現在、運営委員会において準備をすすめているところであり、本市からも白石委員と事務局今宮が参加しております。

主催は全国農業会議であります。開催経費の財源が乏しく、参加者へのお土産について、各市町からの提供を求められているところでございます。

現在のところ、松山市からはタオルと石鹸の入浴セット、松前町からは小魚珍味をそれぞれ人数分、そのほかの市町からは、八幡浜市：てぬぐい50本、松野町：ミニトマト30袋、など、でございます。

本市からも、単価100円のパン豆170袋を購入し、参加者へのお土産として提供しようと考えております。

つきましては、17,000円程度の支出を委員さん方の積立金から支出していただきたく、先日2月5日開催の幹事会で了解を得ましたので、本日の総会にて、委員の皆様にお諮りし、ご協力をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

内容につきましては先ほどの説明のとおりでございます。私ども西条市からも2人の委員さんが女性部として活躍していただいております。そのような中での愛媛県での大会ということでございます。先ほどの内容について、できれば、皆様方の月々の積立している中から全員の方に少ない額ではありますがご協力していただいて、それを代用したいと考えております。先日の幹事会では同意を得ておりますが、この総会で、皆さんの同意を諮りたいと思います。賛成していただける方は挙手をもってお願いできたらと思います。

委員一同 『全員挙手』

議長 ありがとうございます。『全員挙手』ということで賛同していただきましたので、先ほど事務局がいった内容にそって、西条市として協力をしたいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	非農地通知について	原案承認
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和2年3月5日 午後2時35分